

組合だより

第2号
(通算48号)
2013年9月13日

発行：九州工業大学教職員組合
〒804-8550
北九州市戸畑区仙水町1-1

Web: <http://www2.ocn.ne.jp/~kitunion/>

執行委員会のメールアドレス: kitunion@ninus.ocn.ne.jp

【臨時特例(給与減額)に係る裁判訴訟について】

昨年より、独立行政法人では、震災復興に係る臨時特例(給与減額)が行われています。九工大は昨年6月から行われています。この給与減額に対して、以下の法人・機構は裁判訴訟を起こし、争う姿勢を見せています。

2012年11月27日提訴 福岡教育大 原告：4名

高専協議会 原告：281名

高エネルギー加速器研究機構 原告：6名

2013年3月26日提訴 山形大 原告：7名

5月24日提訴 富山大 原告：55名

6月11日提訴 京大 原告：109名

7月4日提訴 新潟大 原告：16名

7月26日提訴 高知大 原告：18名

準備中：東京学芸大学、電気通信大学、福島大学

【なぜ、訴訟が起きているのか】

1. 国立大学法人の職員は、2004年の法人化によって国家公務員ではなくなりました。民間会社員と同じ身分です。身分を守ってくれる法律も国家公務員とは異なります。
2. 民間では労使の合意なくして、就業規則を変更し賃金をカットすることはできません。ここが、国家公務員でなくなった我々の身分を守るための大事な権利です。
3. 昨年の臨時特例法の成立以来、国立大学法人が一方的に行っている、国家公務員と同様の賃金カット、退職金減額は、国立大学法人と我々職員の間で守られるべき労働契約法に違反していると組合は考えています。
4. このような一方的な就業規則変更が続けば、日本の公的部門で働く労働者は、まったくの無権利状態に置かれかねません。

この、是非を問うために行われている裁判です。詳細は「パンフレット」「組合だより」「福岡教育大学・訴訟支援ニュース」をご覧ください。

【訴訟支援活動】

福岡教育大学、高専機構は、今年度に結審を迎える可能性があり、その判決内容は、提訴中の法人・機構へも影響を与えると思われます。そのため、全大教は7月4

日に福岡教育大学、高専機構、高工ネ研の裁判に関して、公正な判決を裁判所へ求める活動を決めました。

活動には署名と募金があり、九工大組合も署名活動への参加を表明し、訴訟支援を行うことになりました。

【今回の署名活動について】

九工大組合の署名活動は、執行委員の他、組合員全員に協力を求める形で進めていきます。署名目標数は520であり、これは組合員一人が5名分の署名を集める計算となります。

後日、組合員の皆様へ、以下の書類をお渡しします。

- ・署名のご協力依頼および組合員名簿
- ・署名用紙(福岡教育大学、高専機構、高工ネ研、それぞれの署名用紙)
- ・訴訟支援活動の説明用パンフレット
- ・福岡教育大学訴訟支援ニュース No.6

【Q&A】

Q.なぜ九工大以外の署名活動を行うのか？

A.署名活動によって、他の裁判へ、また、本学へも良い影響を与える可能性があります。また、給与減額に対する問題を国民などへ理解して頂く機会と考えます。

Q.署名を拒否された場合は？

A.署名のお願いが難しい、また、お願いしにくい場合もあるかと思えます。署名の強制は致しませんので、可能な範囲で活動にご協力下さい。

Q.3枚に署名が必要か？1枚だけでもよいのか？

A.強制は致しませんので、1枚でも結構です。

皆様には、訴訟支援の内容にご理解下さいますよう、よろしくお願い致します。また、お手数をおかけしますが、署名活動にもご協力頂けると幸いに存じます。

■□■組合員募集中■□■

組合への加入を希望される方は、お近くの執行委員かメールで執行委員会までご連絡ください。

kitunion@ninus.ocn.ne.jp